

○函館市軌道事業 I C カード取扱規程

平成29年 3月24日企業局規程第 3号

改正

平成30年 2月28日企業局規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、本市の電車における I C カードの取扱いについて必要な事項を定めることにより、もって電車に乗車する者（以下「乗客」という。）の利便性の向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) I C カード S F または定期乗車券の情報により乗客の運送等に供する I C カードをいう。
- (2) S F 専ら乗車料金の支払等に充当する I C カードに記録される金銭的価値をいう。
- (3) 無記名式 I C カード 券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供する I C カードをいう。
- (4) 記名式 I C カード 券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名を記録した I C カードをいう。
- (5) 大人用 I C カード 大人（中学生以上のものをいう。以下同じ）の使用に供する記名式 I C カードをいう。
- (6) 小児用 I C カード 小児（小学生以下のものをいう。以下同じ）の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名式 I C カードをいう。
- (7) 障害者用 I C カード 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者の使用に供するものであって券面に障害の表示を行った記名式 I C カードをいう。
- (8) 小児・障害者用 I C カード 前号に該当するもののうち、小児の使用に供するものであって券面に障害および小児の表示を行った記名式 I C カードをいう。
- (9) 持参人 I C 定期乗車券 無記名式 I C カードに定期乗車券の情報を記録した、持参人 1 名の使用に供する I C 定期乗車券をいう。
- (10) 記名式 I C 定期乗車券 記名式 I C カードに定期乗車券の情報を記録した、記名人本人の使用に供する I C 定期乗車券をいう。
- (11) チャージ I C カードに入金すること、またはその他の方法により I C カードの S F を積み増しすることをいう。
- (12) デPOSIT 返却することを条件に、I C カード発行事業者が収受する I C カードの使用権の代価をいう。
- (13) I C カードリーダ・ライタ 乗車処理および降車処理をするために電車内に設置した装置
- (14) I C カード発行事業者 次条第 1 項に定める I C カードを発行する事業者をいう。
- (15) ポイント S F による支払額に対して、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定めるところにより付与するポイントをいう。

(適用範囲)

第3条 電車において乗客の運送等に使用できる I C カードは、次のとおりとする。

- (1) 株式会社ニモカが発行するn i m o c aカード（「以下「n i m o c aカード」という。）
 - (2) 別表に掲げる株式会社ニモカが定める相互利用先のI Cカード（「以下「相互利用I Cカード」という。）
- 2 相互利用I Cカードについては、I Cカードを処理する機器（以下「I Cカード処理機」という。）で使用できない場合があるとともに、この規程に定める取扱いの一部を行わない。
- （契約の成立等）

第4条 I Cカードによる乗客運送の契約は、I Cカードリーダー・ライターで乗車処理を行ったときに乗客と当局の間において成立する。ただし、I C定期乗車券による乗客運送の契約は、その定期乗車券を販売したときに成立する。

- 2 前項の規定により契約が成立したとき以降における取扱いは、別の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。
- 3 通用期間内のI C定期乗車券を用いて、当該I C定期乗車券の記載された乗車区間（以下「記載乗車区間」という。）内の停留場から乗車し、当該I C定期乗車券の記載乗車区間外へ乗り越した場合における当該乗り越した区間に係る乗客運送の契約は、電車が当該I C定期乗車券の記載乗車区間外に出たときに成立する。

（個人情報の取扱い）

第5条 記名式のI Cカードに関する個人情報の取扱いは、I Cカード発行事業者の個人情報保護方針の定めるところによる。

（使用方法等）

第6条 電車においてI Cカードを使用するときは、乗車時にI Cカードリーダー・ライターで乗車処理を行い、降車時に同一のI CカードによりI Cカードリーダー・ライターで降車処理を行うものとする。

- 2 1回の乗車につき、2枚以上のI Cカードを同時に使用することはできない。
- 3 運賃支払時に、S Fの残額が減額する乗車料金相当額に満たないときは、現金または管理者が別に定める方法で乗車料金を支払う。
- 4 I CカードのS Fを使用して、乗車券または管理者が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10円未満のS Fは、乗車料金等に充当することはできない。
- 6 I Cカードの破損またはI Cカードリーダー・ライターの故障等によりI Cカードの内容の読取りが不能となったときは、I CカードをI Cカードリーダー・ライターで使用できないことがある。
- 7 小児用I Cカード、障害者用I Cカードおよび小児・障害者用I Cカードは、有効期限終了後は使用することができない。

（乗客の同意）

第7条 乗客は、I Cカードを使用するときは、この規程およびこれに基づいて定められた規定等を承認し、かつ、これらに同意したものとする。

（制限または停止）

第8条 乗客の運送等の円滑な遂行を確保するため等に必要があるときは、管理者は次の措置を行うことができる。

- (1) I Cカードの販売場所等の制限または停止
 - (2) 乗車区間、乗車方法および乗車時間等の制限
- 2 前項の規定に基づく制限または停止に対し、当局はその責めを負わないものとする。

(販売)

第9条 当局は、n i m o c aカードの販売業務を株式会社ニモカから受託し、電車内その他の管理者が指定する場所において販売する。

(チャージ)

第10条 ICカードは、ICカード処理機によりチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残額は、ICカード発行事業者が定めるICカード取扱規則（以下「ICカード発行事業者規則」という。）に定める額を超えることはできない。

(SF残額の確認)

第11条 ICカードのSF残額は、ICカード処理機により確認することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 降車処理がされなかったとき

(2) ICカード処理機による処理が完全に行われなかったとき

2 前項本文の規定にかかわらず、ICカードを再発行したときまたはICカードを交換したときは、再発行前または交換前のSF残額は確認できない。

(乗車料金の減額等)

第12条 乗客がICカードを用いて乗車し、当該ICカードのSFを使用して乗車料金を支払うときは、大人普通乗車料金1名分を減額する。ただし、小児用ICカードにあつては、小児普通乗車料金1名分、障害者用ICカードにあつては、記名人に適用される乗車料金の割引後の普通乗車料金1名分を減額する。

2 前項に規定する乗車料金支払以外の場合は、乗客が乗務員に申し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた乗車料金を減額する。

3 無記名式ICカードについて、大人普通乗車料金以外の運賃支払の申告がなく使用する場合は、小児にあつても大人普通乗車料金1名分を減額する。

4 乗客が通用期間内のIC定期乗車券を用いて、当該IC定期乗車券の記載乗車区間外の停留場から乗車した後、当該IC定期乗車券の記載乗車区間を越えて記載乗車区間外の停留場で降車するとき、全乗車区間の乗車料金1名分に相当する額を減額する。

(ポイントの付与)

第13条 乗客がICカードによってSF支払を行ったときは、管理者が別に定めるところにより、その支払額に対してポイントを付与する。

(効力)

第14条 ICカードにより乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車において1回の乗車に限り有効とする。

(2) 乗車処理したICカードは当日に限り処理される。

(記名式ICカードの再表示)

第15条 記名式ICカードは、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、乗客は速やかに当該ICカードを当局に提出し、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(記名式ICカードの個人情報の変更)

第16条 改姓等により、乗客の個人情報と記名式ICカードに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名式ICカードは使用してはならない。

2 前項の場合、乗客は速やかに所定の手続を行うとともに、当該記名式ICカードを当局に提出し、個人情報の変更の請求をしなければならない。

(無効となる場合)

第17条 ICカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とし、無効となったICカードの取扱いはICカード発行事業者規則の定めるところによる。

- (1) 乗車処理後のICカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 記名式ICカードをICカード発行事業者が特に認める場合を除き記名人以外の者が使用した場合
- (3) 券面表示事項が不明となった記名式ICカードを使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、生年月日等を偽って購入した記名式ICカードを使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (6) その他不正乗車の手段として使用した場合
- (7) 偽造、変造または不正に作成されたICカード、SFまたは定期乗車券の情報を使用した場合
- (8) 乗客の故意または重大な過失によりICカードが障害状態になったと認められる場合（不正使用における割増料金）

第18条 前条に該当するICカードの使用をした乗客については、普通乗車料金に相当する額およびその額と同額の割増料金を徴収する。

（紛失再発行）

第19条 記名式ICカードの記名人が当該記名式ICカードを紛失した場合で所定の手続を行ったときは、再発行の取扱いを行う。

- 2 紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式ICカードが発見された場合で、当該記名式ICカードにつきデポジットを収受しているときのデポジットの取扱いは、ICカード発行事業者規則の定めるところによる。

（障害再発行）

第20条 ICカードの破損等によってカード処理機で使用できなくなった場合で、使用者が所定の手続を行ったときは、再発行の取扱いを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、再発行の取扱いを行わない。
 - (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2) 乗客の故意または重大な過失によりICカードが障害状態になったと認められる場合（ICカードの交換）

第21条 管理者が必要と認めるときは、乗客が使用しているICカードを当該ICカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のICカードに交換することができる。

- 2 前項に規定する交換を行う場合は、当該交換と同時に、ポイントを移し替えるものとする。

（免責事項）

第22条 ICカードの再発行または交換により、ICカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のICカードを発行したことによる乗客の損害等については、当局はその責めを負わない。

- 2 紛失した記名式ICカードおよびIC定期乗車券の払戻しやSFの使用等で生じた乗客の損害については、当局はその責めを負わない。
- 3 この規程に定めのないICカードを媒体としたサービスに関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

（ICカードの変更および更新）

第23条 乗客が無記名式ICカードを差し出して、記名式ICカードへの変更を申し出た場合、ICカードの変更を行う。ただし、記名式ICカードから無記名式ICカードへの変更

は行わない。

- 2 乗客が有効期限終了後の小児用ICカードを差し出して、大人用ICカードへの変更を申し出た場合は、ICカード発行事業者規則の定めるところによりICカードの変更を行う。
- 3 乗客が障害者用ICカードを差し出して、有効期限の更新を申し出た場合は、ICカード発行事業者規則の定めるところによりICカードの有効期限の更新を行う。

(払戻し)

第24条 乗客が、ICカードが不要となり所定の手続を行ったときは、別に定めるところにより払戻しを行う。

(IC定期乗車券の販売)

第25条 乗客がIC定期乗車券の購入の手続を行ったときは、nimocaカードに、管理者が別に定める定期乗車券を販売する。

(IC定期乗車券の効力)

第26条 前条の規定により発売したIC定期乗車券は、この規定に定めるもののほか管理者が別に定めるところにより取り扱う。

(IC定期乗車券の払戻し)

第27条 乗客が、持参人IC定期乗車券における定期乗車券の情報が不要となり所定の手続を行った場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、管理者が別に定めるところにより払戻しを行い、持参人IC定期乗車券から定期乗車券の情報のみを消去して返却する。

- 2 乗客が、記名式IC定期乗車券における定期乗車券の情報が不要となり、所定の手続を行い、かつ、公的証明書等の呈示により当該記名式IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、管理者が別に定めるところにより払戻しを行い、記名式IC定期乗車券から定期乗車券の情報のみを消去して返却する。
- 3 乗客が、持参人IC定期乗車券が不要となり所定の手続を行った場合は、定期乗車券の払戻しおよび無記名式ICカードの払戻しを行う。
- 4 乗客が、当局の有効な記名式IC定期乗車券が不要となり、所定の手続を行い、かつ、公的証明書等の呈示により当該記名式IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻しおよび記名式ICカードの払戻しを行う。
- 5 前2項により払戻しを行う場合の手数料は、定期乗車券の部分については管理者が別に定めるところによるものとし、SF部分とデポジットについてはICカード発行事業者規則の定めるところにより払戻しの取扱いを行う。
- 6 前項の払戻しに当たって、定期乗車券部分の手数料を収受した場合、SF部分の払戻しでは手数料は収受しない。

(補則)

第28条 この規程に定めるもののほか、ICカードの取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月25日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日企業局規程第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

発行事業者	ICカード
北海道旅客鉄道株式会社	K i t a c a
株式会社パスモ	P A S M O
東日本旅客鉄道株式会社	S u i c a
株式会社名古屋交通開発機構	マナカ
株式会社エムアイシー	m a n a c a
東海旅客鉄道株式会社	T O I C A
株式会社スルッとKANSAI	P i T a P a
西日本旅客鉄道株式会社	I C O C A
福岡市	はやかけん
九州旅客鉄道株式会社	S U G O C A